最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に、官報により所定の事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2　契約責任者は、入札者又は落札者がない場合若しくは落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮できないものとする。

（一般競争について公告する事項）

第６条　前条第１項に規定する公告の内容は、次に掲げる事項とする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　入札保証金に関する事項

六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達に係る入札の公告の日付

七　契約細則第12条の規定による申請の時期及び場所

八　第10条に規定する文書の交付に関する事項

九　落札者の決定の方法

2　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3　契約責任者は、第１項の公告において、契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一　調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日又は契約細則第12条の規定による申請の時期

三　契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称

（指名競争の公示等）

第７条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示しなければならない。

2　前項の規定による公示は、前条の規定により公告するものとされている事項のほか、契約細則第30条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても公示するものとする。

3　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号、第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　財務担当取締役は、契約責任者が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告し、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定により公示した後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約細則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が契約細則第７条第１項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約細則第７条第１項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示するものとされている事項(ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。)

二　調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

五　契約の手続において使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

第11条　特定調達契約については、次の各号のいずれかに該当するときに限り、随意契約によることができる。

一　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に　係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等を調達する場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等を調達する場合。

四　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。)について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。)で、当該追加工事の契約に係る契約制限価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものを調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。